

高岡市文化財の魅力発信事業

注 意 事 項

- ・ 事業計画書及び事業報告書の作成にあたっては、高岡市 HP に掲載している様式を参考にし、各項目を必ず含めるようにしてください。
- ・ 事業報告書に記載の参加者が 30 人を下回った場合は、天災、天変地異等申請者の責めに帰すことができない事情によるものを除き、補助金を交付することができません。必ず集客が見込める事業としてください。
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）に家屋等を所有している方については、同じ伝建地区内であっても、所有する建物以外で実施する事業は対象とします。
- ・ 申請は、単年度において、1 団体等につき一つまでとします。
- ・ 拡充事業の場合は、前回開催時の収支報告、事業報告書の提出等により、拡充部分が分かるようにご申請ください。
- ・ 高岡市教育委員会に共催申請を行ってください。
- ・ チラシを作成の際は、「共催：高岡市教育委員会」と記載してください。
- ・ チラシ、SNS 等で広報を行う際は、必ず対象となる指定等文化財または施設で開催することに触れ、文化財等の魅力発信に努めてください。
- ・ SNS 等で広報を行う際は、「#高岡市文化財の魅力発信事業」を付して投稿してください。
- ・ 事業実施後に、高岡市 HP 掲載用に、当日の様子が分かる写真を提供してください。
- ・ 雨天による中止の場合は、補助金を交付することができません。屋外イベントの場合は、雨天時の開催方法を申請時にご説明いただくようにお願いします。
- ・ 予算に達し次第、受付を終了します。